桃山学院大学と「地域振興および教育活動に関する連携協定」を締結 ~ 相互の課題解決スキルの向上を目指す ~

大阪シティ信用金庫(本店 大阪市、理事長 髙橋知史)と桃山学院大学(学長 牧 野丹奈子)は、相互の持つ情報、技術および知恵を活用し、教育活動を通じて地域の 発展、地域産業の振興に向け課題解決を図るとともに、相互の事業発展を目的とする 包括連携協定を締結いたしました。

当金庫は、現在、地域や地域産業への課題解決型金融に取り組み、桃山学院大学は 令和元年に開設したビジネスデザイン学科を本年4月にビジネスデザイン学部とし、 課題解決型学習等を通じて新しいビジネスの仕組みをつくる人材を養成いたします。

双方が目指す「課題解決」というキーワードのもと、課題解決スキルの高い人材を 育成するとともに地域の発展、地域産業の振興に貢献してまいります。

記

1. 調印式

(1)日時 令和3年2月18日(木)14:30~15:00

(2) 場 所 桃山学院大学 あべのBDL (ビジネスデザインラボ) 4階 (大阪市阿倍野区昭和町3-1-57)

(3) 出席者

桃山学院大学 学 長 牧野 丹奈子 理事長 出田 善藏 学校法人桃山学院 大阪シティ信用金庫 理事長 髙橋 知史 専務理事 畑中 一起

2. 協定概要

本協定は、双方が互いの資源を生かした協働による活動を推進、授業・研究 等での連携・協力を図り、地域や企業の持続的成長および相互の発展に寄与す ることを目的としており、次の4事項について連携いたします。

- (1)授業・研究等の運営を通じた人材育成に関する事項
- (2) 地域の活性化および産業振興に関する事項
- (3) 創業・新事業・事業承継の支援に関する事項
- (4) その他、双方が必要と認める事項



あいさつする髙橋理事長



中央右・牧野学長、出田理事長 中央左 · 髙橋理事長、畑中専務理事

以上



本件はSDGs(持続可能な開発目標)の考えに基づいた取り組みのうち、 右記の目標に寄与するものです。







桃山学院大学と大阪シティ信用金庫との包括連携に関する協定書

桃山学院大学(以下、「甲」という。)と大阪シティ信用金庫(以下、「乙」という。)は、地方創生に関する連携・協力を促進するため、以下のとおり包括連携協定(以下、「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙双方が互いの資源を生かした協働による活動を推進し、特に甲と乙が授業・研究等での連携・協力を図り、地域や企業の持続的成長および相互の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

- 第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる分野における取り組みについて連携・協力する。
 - (1) 授業・研究等の運営を通じた人材育成に関する事項
 - (2) 地域の活性化および産業振興に関する事項
 - (3) 創業・新事業・事業承継の支援に関する事項
 - (4) その他、双方が必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 甲と乙は、前条の事業を円滑かつ効果的に推進するために、それぞれ連絡調整の窓口を置く。

(協議事項)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

(情報保護)

- 第5条 1 甲と乙は、本協定に基づき連携・協力するに当たり、事前に相手方の同意を得た情報以外 の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、法令に基づき開示請求 された場合はこの場合に限らない。
 - 2 甲と乙は、連携・協力事業の内容に応じ、別途個別に情報保護に関する覚書を締結するものとする。

(有効期間)

- 第6条 1 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1 か月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがない場合は、有効期間が更新されるものとし、その後も同様とする。
 - 2 甲及び乙は、有効期間内であっても、1か月前までに相手方に通知をすることにより、 本協定を解除することができる。
 - 3 本協定が終了した場合は、その理由の如何を問わず、具体的な連携事項の取り扱いについては、甲乙間で別途協議をする。

(その他)

第7条 本協定に基づく運用に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲と 乙が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、記名押印の上、甲と乙各1通を所持する。

2021年(令和3年)2月18日

桃山学院大学 学長 牧野 丹奈子 大阪シティ信用金庫 理事長 高橋 知史